



MHAM米国好配当株式ファンド（愛称：ゴールデンキー）

（毎月決算型）為替ヘッジあり／（毎月決算型）為替ヘッジなし
追加型投信／海外／株式

分配金に関するお知らせと今後の見通し

1.（毎月決算型）為替ヘッジありの分配金に関するお知らせ

この度、「（毎月決算型）為替ヘッジあり」は2017年12月22日に第51期決算を迎え、分配金を360円といたしましたのでご報告申し上げます。今後とも安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指してまいりますので、引き続きお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

分配金実績の推移

第4期～第11期 (2014年1月～2014年8月)	第12期 (2014年9月)	第13期～第50期 (2014年10月～2017年11月)	第51期 (2017年12月)	設定来累計 分配金
各30円	340円	各30円	360円	2,080円

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

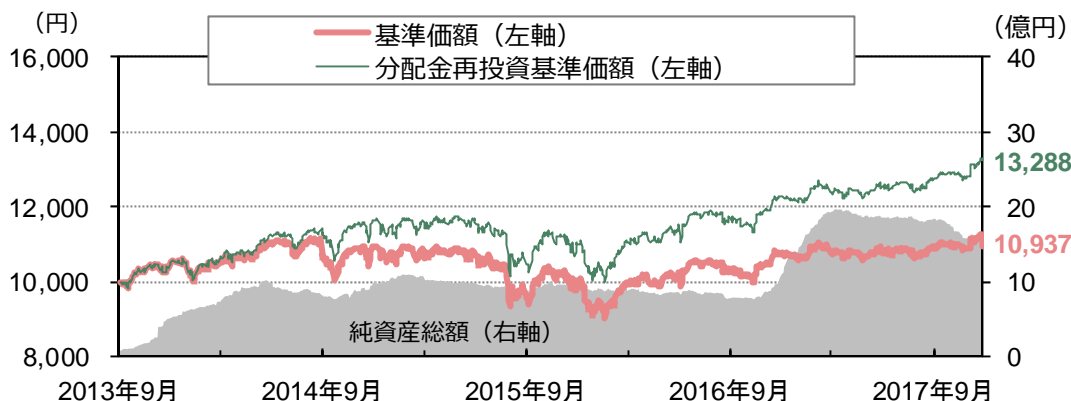
騰落率（分配金再投資基準価額） 基準日：2017年12月22日

1か月	3か月	6か月	1年	3年	設定来
3.7%	4.4%	6.3%	8.3%	14.7%	32.9%

※ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額により算出しており、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来のファンドの騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

運用実績（期間：2013年9月25日（当ファンド設定日の前営業日）～2017年12月22日）



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※P.9の当資料のご利用にあたっての注意事項を必ずお読みください。

2. (毎月決算型) 為替ヘッジなしの分配金に関するお知らせ

この度、「(毎月決算型) 為替ヘッジなし」は2017年12月22日に第51期決算を迎え、分配金を30円といたしましたのでご報告申し上げます。今後とも安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指してまいりますので、引き続きお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

分配金実績の推移

第4期～第11期 (2014年1月～2014年8月)	第12期 (2014年9月)	第13期～第14期 (2014年10月～2014年11月)	第15期 (2014年12月)
各35円	600円	各35円	685円
第16期～第17期 (2015年1月～2015年2月)	第18期 (2015年3月)	第19期～第20期 (2015年4月～2015年5月)	第21期 (2015年6月)
各35円	595円	各35円	515円
第22期～第40期 (2015年7月～2017年1月)	第41期～第51期 (2017年2月～2017年12月)	設定来累計 分配金	
各50円	各30円	4,165円	

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

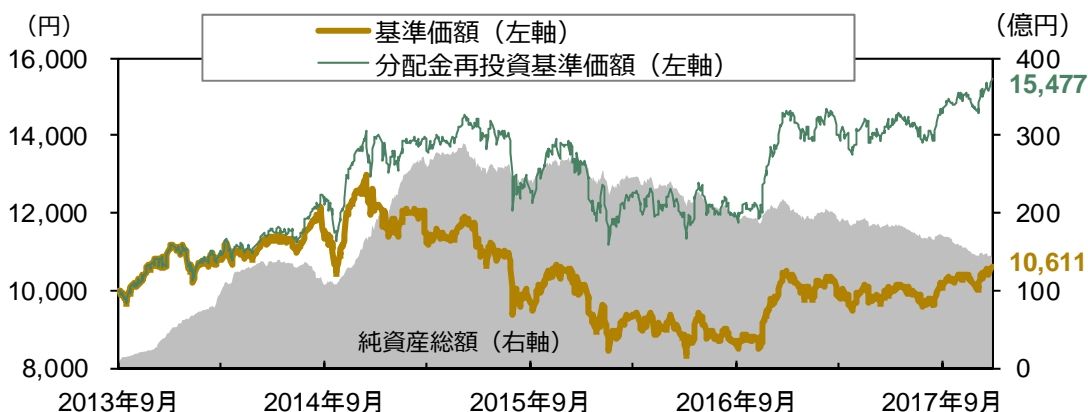
騰落率(分配金再投資基準価額) 基準日: 2017年12月22日

1か月	3か月	6か月	1年	3年	設定来
4.8%	5.9%	9.2%	6.1%	12.1%	54.8%

※ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額により算出しており、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来のファンドの騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

運用実績(期間: 2013年9月25日(当ファンド設定日の前営業日)～2017年12月22日)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

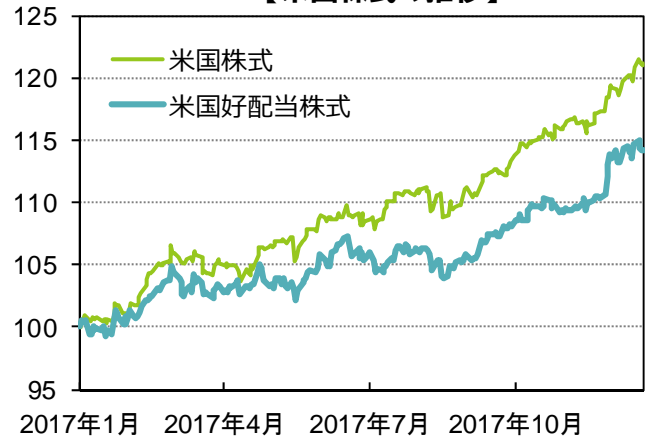
3. 足元の投資環境（2017年1月3日～2017年12月21日）

◆米国株式市場は上昇

2017年初来の米国株式市場は、堅調な経済指標や良好な企業決算などが下支えとなり、上昇しました。

米国好配当株式市場は、好決算などを背景に情報技術セクターを始めとしたグロース株優位の展開となったことから、年初来では米国株式市場全体を下回りました。一方、税制改革法案の法制化に向けた進展が好感され、足元では大きく上昇しています。

【米国株式の推移】



2017年1月 2017年4月 2017年7月 2017年10月

※期間：2017年1月3日～2017年12月21日（日次）

※2017年1月3日を100として指数化

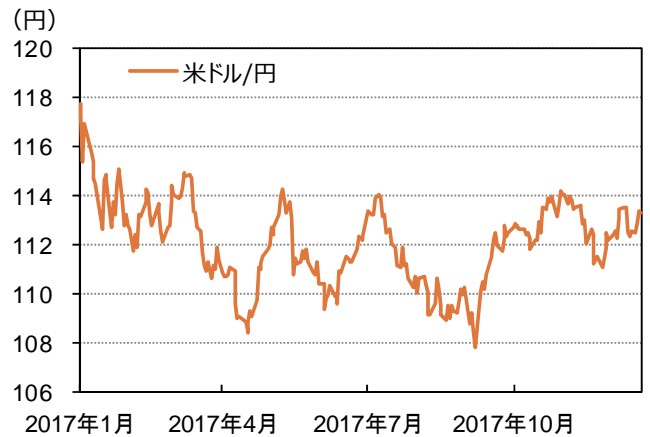
※米国株式：S&P500指数（配当込み）、米国好配当株式：ダウ・ジョーンズ好配当株式インデックス（配当込み）

◆米ドル/円相場は円高米ドル安が進行

2017年初来の米ドル/円相場は、米国債利回りや米政権の政策実行力に対する見通しなどを受けて、変動が見られる展開となっていますが、年を通してみるとやや円高米ドル安となりました。

足元では、11月はトランプ政権とロシアをめぐる疑惑など米政治に対する不透明感が重石となり米ドル安方向で推移していましたが、12月に入って以降は、税制改革法案の上下両院通過を受けて、円安米ドル高に転じています。

【米ドル/円相場の推移】



2017年1月 2017年4月 2017年7月 2017年10月

※期間：2017年1月3日～2017年12月21日（日次）

4. 今後の見通し

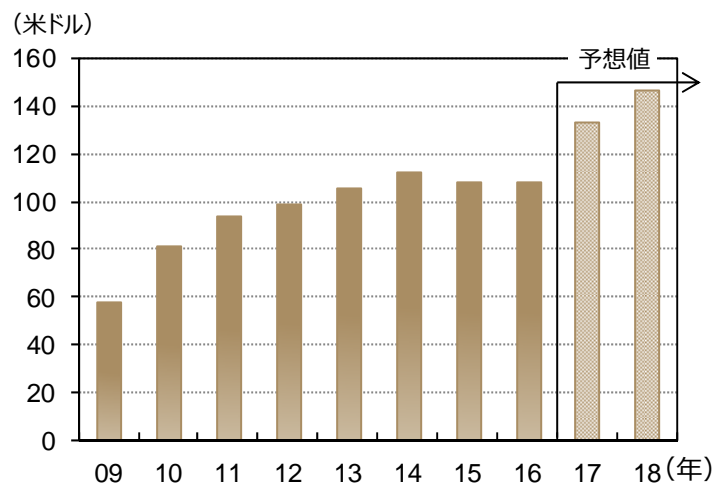
◆米国株式市場の見通し

－堅調なマクロ環境や企業業績の拡大による
緩やかな上昇を予想－

世界経済は、先進国にけん引され、また新興国の回復に支えられて、同期的に上向いています。こうしたなか、米国経済は、依然として低水準で推移する長期金利や堅調な雇用市場、良好な企業業績に支えられ総じて堅調に推移しています。

史上最高値を更新し続ける米国株式市場に対する警戒感も指摘されていますが、力強さを増す経済成長と売上の拡大による利益成長を背景に、米国株式市場は緩やかな上昇を続けると予想しています。

【米国株式の1株当たり純利益の推移】



※期間：2009年～2018年（年次）

※米国株式：S&P500指数

※2017年以降の1株当たり純利益は2017年12月14日時点のブルームバーグが集計したアナリスト予想値。

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません

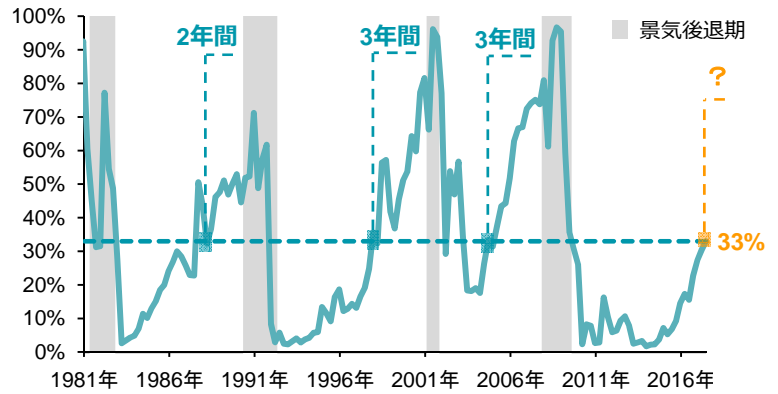
◆米国の景気拡大局面は過去最長を記録する可能性

現在の米国が主導する世界経済の拡大は9年目に突入し、株式市場は次々と最高値を更新しています。

しかしながら、ゴールドマン・サックスが算出する景気後退確率を見ると、今後2年以内で米国が景気後退期へ突入するリスクは33%と、過去平均並みにとどまっています。

そのため、経験則に基づけば、少なくとも今後数年は景気拡大局面が継続すると言えます。

【米国の景気後退確率の推移】



※期間：1981年1月末～2017年6月末
 ※上記における景気後退の確率とは、向こう9四半期に米国が景気後退期に陥る無条件確率を示しています

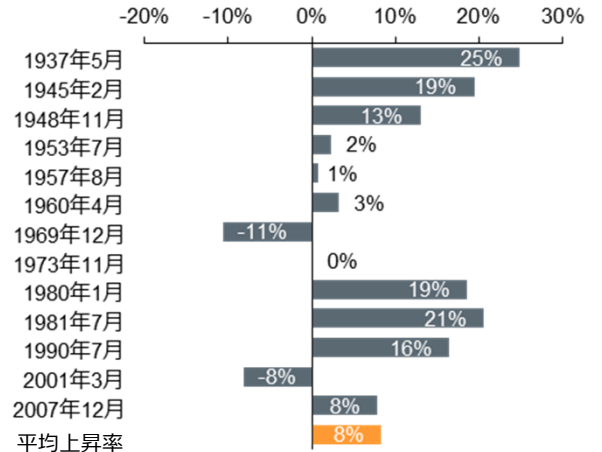
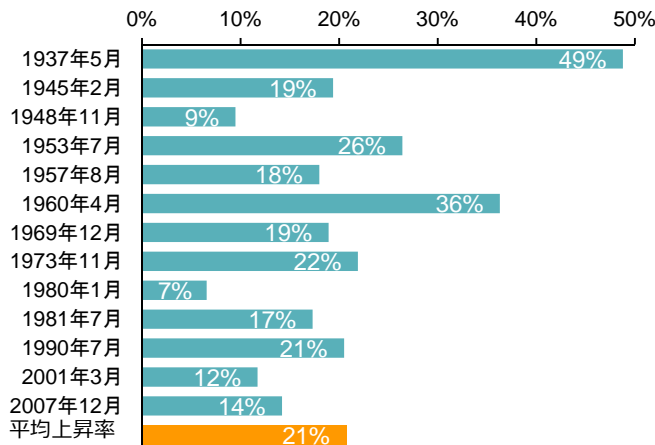
◆景気拡大後期における米国株式（S&P500指数）のリターンは良好

過去、景気拡大後期における米国株式は、ほとんどの期間においてプラスのリターンを記録しています。特に、景気後退期入りする2年前からその後12か月間の米国株式市場の平均上昇率は+21%と、堅調なリターンとなりました。

足元の良好なファンダメンタルズや、景気後退までの確率などに鑑みると、今後数年は景気拡大局面が続く可能性が高いことから、米国株式は引き続き魅力的な資産クラスであると考えられます。

【景気後退が始まる2年前からその後12か月間の米国株式のトータル・リターン】

【景気後退が始まる1年前からその後12か月間の米国株式のトータル・リターン】



※期間：1928年1月末～2017年11月末（S&P500トータル・リターン指数の利用可能な最長期間）

※景気後退期は、全米経済研究所の定義に基づきます。

出所：ゴールドマン・サックス・グローバル投資調査部、全米経済研究所、ブルームバーグのデータをもとにゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

◆注目セクター：金融

－健全なファンダメンタルズや税制改革が追い風に－

米国の銀行セクターのファンダメンタルズは、自己資本の改善や魅力的な配当利回り、健全な融資拡大や安定した信用力など、良好な環境にあると見ています。

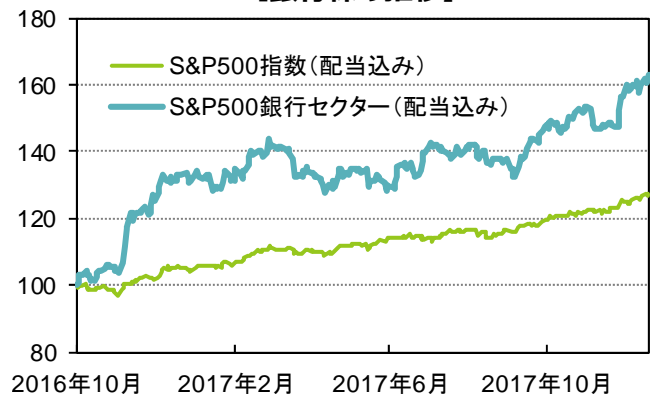
金融危機以降、銀行セクターのファンダメンタルズは大きく改善し、有形自己資本利益率は10%を超える水準にあります。

また、銀行セクターの税率は相対的に高く、税制改革によって恩恵を受けると考えられます。さらに今後は、利上げによる利ざやの改善も期待されます。

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません

【銀行株の推移】

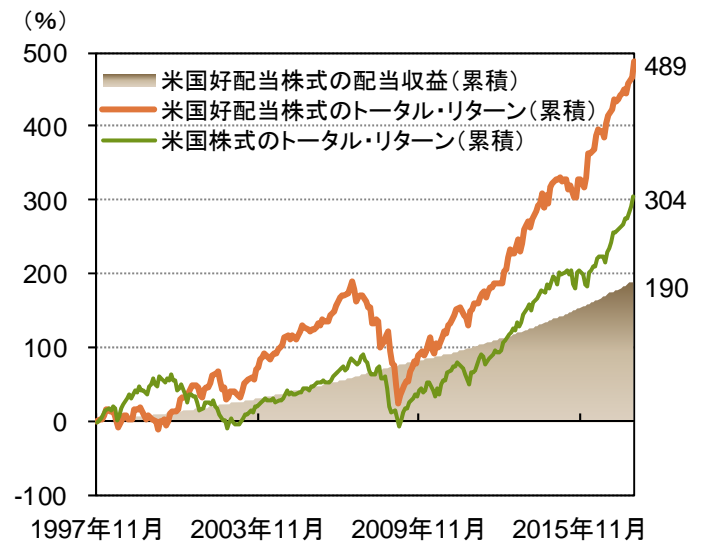


※期間：2016年10月3日～2017年12月21日（日次）
 ※2016年10月3日を100として指数化

5. 米国好配当株式のポイント

- 好配当株式への投資においては、中長期的な株価上昇による値上がり益と安定した配当収益が期待できます。
- 米国好配当株式は、おおむね米国株式を上回るパフォーマンスで推移しています。
- 好配当株式には、知名度が高く、安定的なビジネスモデルを有する優良企業が多くみられます。
- 米国ではベビーブーマー世代が退職を迎えつつあります。退職資金を景気動向に左右されにくく、高水準の配当を得られる好配当銘柄に投資する動きも予想されます。

【米国好配当株式の推移】



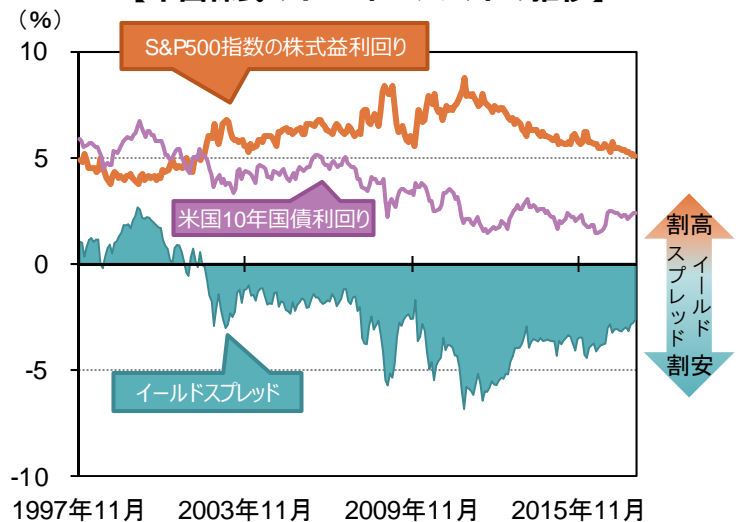
※米国好配当株式のトータル・リターン(累積)はダウ・ジョーンズ好配当株式インデックス(配当込み)の騰落率。米国好配当株式の配当収益(累積)はダウ・ジョーンズ好配当株式インデックス(配当込み)の騰落率からダウ・ジョーンズ好配当株式インデックス(配当なし)の騰落率等を控除して算出。なお、米国株式のトータル・リターン(累積)は、S&P500指数(配当込み)の騰落率。

6. 今後の運用方針 (2017年11月末時点)

トランプ政権が積極的な財政政策や規制緩和を実施すれば、多くの企業が恩恵を享受できると考えられます。米国株式については、割安性の観点では注意が必要なものの、堅調な企業業績を背景に、他の資産と比較して投資魅力度が高いと考えています。

今後の運用に際しては、ボトムアップの銘柄選択に注力します。革新的な商品を有する、低コスト体質、市場シェア拡大余地があるなどの特徴を持ち、株価が割安な水準にあると判断される銘柄に対し、中長期的な観点から選別投資を行って参ります。

【米国株式のイールドスプレッドの推移】



※期間：1997年11月末～2017年11月末（月次）
 出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成
 ※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません

7. ご参考 ～投資銘柄のご紹介～

各ファンドは、米国株式、REIT、MLPなどに投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

銘柄選択のポイントとして、収益・配当成長見通しが良好な“質が高い企業”の中から割安で、配当利回りが高いと判断される銘柄に投資します。このような銘柄選択を行うことにより、配当収入に加え、値上がり益の獲得も目指します。

以下、2017年11月末時点の組入上位銘柄の中から2銘柄をご紹介します。

ファイザー（業種：医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス）

【会社概要】

医薬品の開発から販売までを手掛ける米国の大手医薬品会社。

【投資理由】

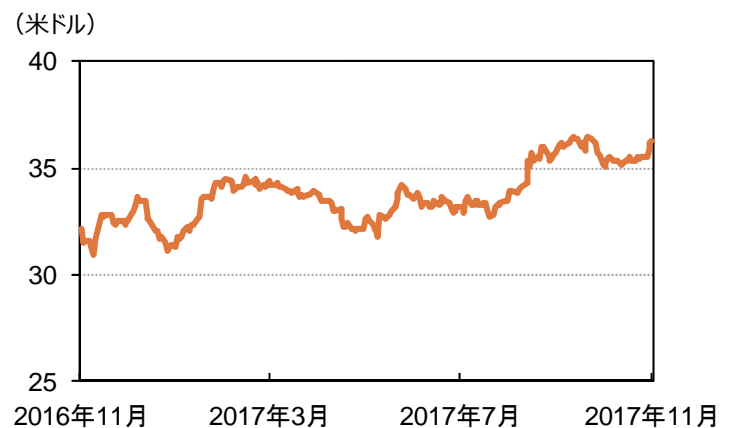
医薬品の開発・製造・販売に加え、ワクチンや医療機器などの製品も扱い、安定的な配当成長が期待できます。

また、強固なバランスシートを有しており、現金を潤沢に保有していることから、買収など成長のための投資や配当などを通じた株主還元など財務的に柔軟な対応が可能である点を評価しています。

さらに、複数の医薬品や海外への事業展開などの先行優位性を活かし、今後も市場シェアの拡大が可能だと考えています。

◆配当利回り：3.5%（2017年11月末時点）

【株価の推移】



ウェルズ・ファーゴ（業種：銀行）

【会社概要】

銀行サービスや保険、クレジットカードなど幅広い金融サービスを手掛ける米国の大手金融機関。

【投資理由】

強固なバランスシートを有し、コスト削減への取り組みをすすめる同社は、競合対比でもトップクラスの収益性および魅力的なバリュエーション水準にある点を評価しています。

不正をめぐる一連の報道が逆風になっていますが、第三者機関の調査によって投資家心理も改善する可能性があると考えています。

また、同社が有する強固な預金基盤や全米を網羅する支店ネットワーク、米国の金利上昇なども株価を下支えすると期待されます。

◆配当利回り：2.7%（2017年11月末時点）

【株価の推移】



※期間：2016年11月30日～2017年11月30日（日次）

※出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、当該個別銘柄の揭示は銘柄推奨を目的としたものではありません。

ファンドの特色

米国の株式に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

1. 米国の株式を主要投資対象とします。

- ◆米国の金融商品取引所に上場している株式の中から、配当利回りのほか、ファンダメンタルズ分析による収益・配当成長予測等を勘案して銘柄を選別し、投資を行います。
- ◆普通株式以外に、米国の金融商品取引所に上場している優先株式、REIT（優先REITを含みます。）およびMLP等にも投資する場合があります。

<優先株式・REIT・MLPについて>

優先株式	優先株式は、普通株式に比べて、配当金や会社の残余財産を優先的に受け取れる等、投資家にとって優先的な権利を有する株式です。一方で、会社の経営に参加する権利（議決権）については一般的に制限されています。
REIT	REIT（ <u>R</u> ea <u>E</u> st <u>E</u> Investment <u>T</u> rust：不動産投資信託）は、投資家から資金を集め、不動産等に投資を行い、そこから得られた賃貸料収入や不動産の売却益を投資家に配当します。 ※優先REIT（株式における優先株式に該当します。）も投資対象とします。
MLP	MLP（ <u>M</u> aster <u>L</u> imited <u>P</u> artnership）は、米国で行われている共同投資事業形態のひとつです。 MLPの多くは、エネルギーや天然資源に関連する事業を行い、一般的に総所得の大部分を分配します。 ※一般的なMLPは、MLP特有の税制が適用され投資家（ファンド）が税務申告を行う必要がありますが、各ファンドでは、通常の株式と同様の税制（配当金に対する源泉分離課税のみ）が適用されるMLPに原則として投資します。

- ◆株式等の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ◆各ファンドは、「米国好配当株式マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

2. 運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーが行います。

- ◆マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部（有価証券等の運用の指図に関する権限）をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）に委託します。
- ◆個別銘柄選択を重視した運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。

3. 決算頻度および為替ヘッジの対応に違いのある4つのファンドから選択いただけます。

- ◆毎月決算を行う「毎月決算型」と年1回決算を行う「年1回決算型」があります。
 - 「毎月決算型」は、毎月22日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、収益分配を行うことを目指します。
 - 「年1回決算型」は、毎年9月22日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。
- ◆為替ヘッジを行う「為替ヘッジあり」と為替ヘッジを行わない「為替ヘッジなし」があります。
 - 「為替ヘッジあり」では、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたってはヘッジコストがかかることがあります。
 - 「為替ヘッジなし」では、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行いません。そのため、基準価額は為替変動の影響を直接受けます。
- ◆各ファンド間のスイッチング（乗換え）が可能です。

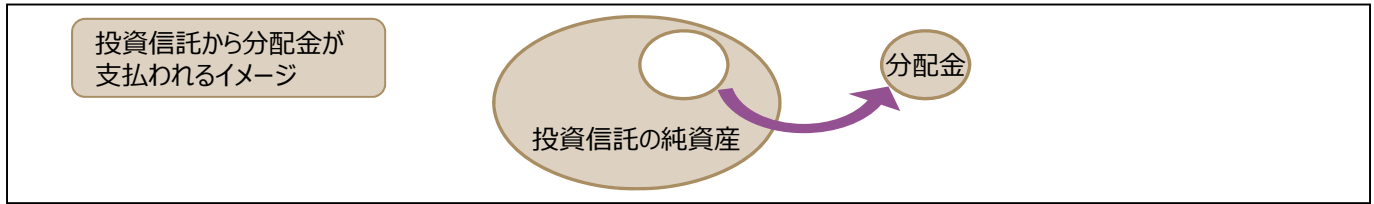
※販売会社によっては、一部のファンドを取り扱わない場合、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの購入単位等を別に定める場合があります。

※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額（1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【収益分配金に関する留意事項】

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

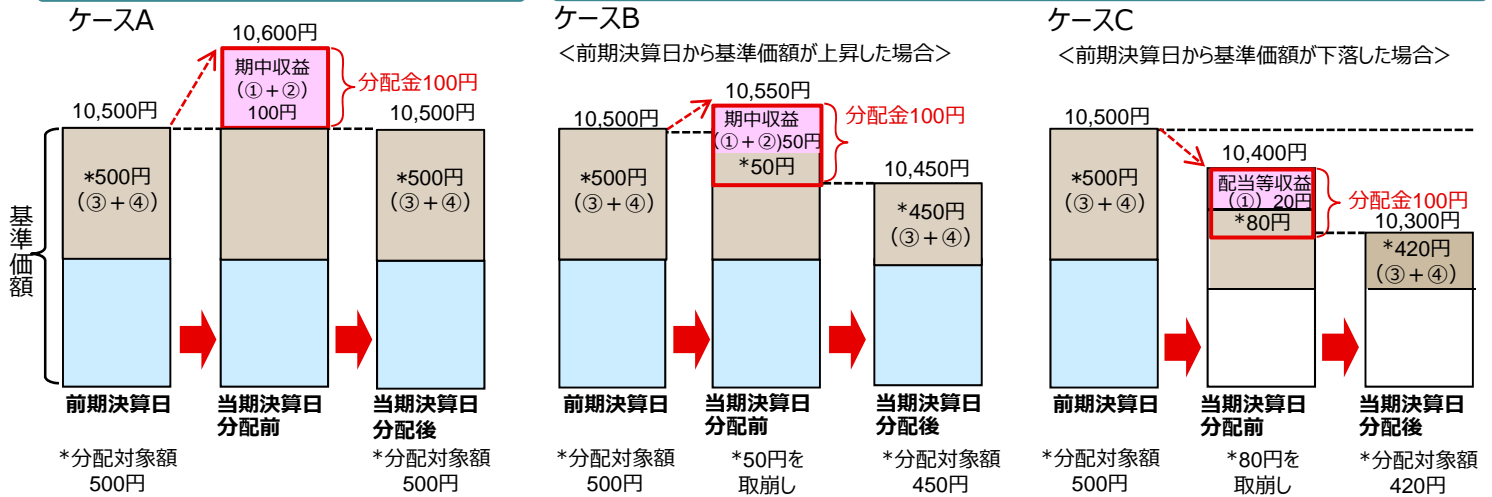
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りになります。

- ケースA : 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円
 ケースB : 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円
 ケースC : 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

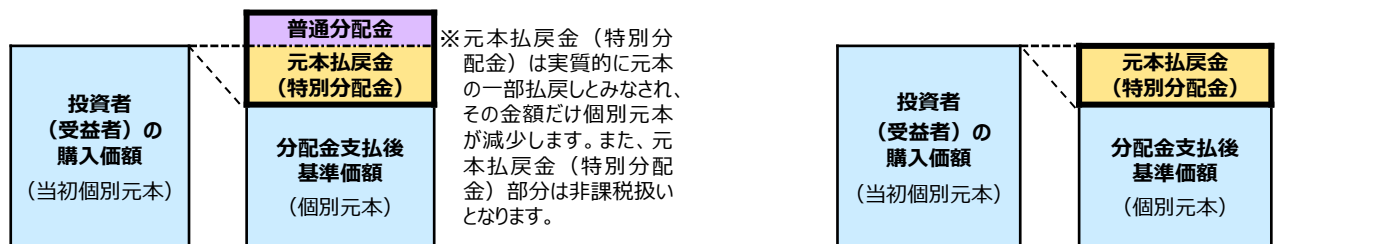
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

基準価額の変動要因

各ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、各ファンドは投資銘柄数が比較的少数（30～40銘柄程度）となる場合があり、より多くの銘柄に投資するファンドに比べて、1銘柄の株価の変動による影響度合いが大きくなる可能性があります。

不動産投資信託証券の価格変動リスク

各ファンドが投資する不動産投資信託証券の市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

MLPの価格変動リスク

MLPは、事業を取り巻く環境や金利変動等の影響を受け価格が変動します。各ファンドが投資するMLPの価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

「為替ヘッジあり」では、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかる場合があります。

「為替ヘッジなし」では、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があり、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「信用リスク」、「金利変動リスク」、「カントリーリスク」、「MLPに適用される法律・税制による影響」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 各ファンドは、株式等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 2. 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

お申込みメモ (ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) ※「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなります。購入単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。	
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)	
換金単位	販売会社が定める単位	
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額	
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。	
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日に該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。	
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。	
購入・換金申込受付の中止および取消し	信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合(換金の請求金額が多額な場合を含みます。)、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消すことがあります。	
信託期間	2023年9月22日まで(2013年9月26日設定)	
繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が40億口を下回ることとなった場合等には、償還することがあります。	
決算日	毎月決算型 毎月22日(休業日の場合は翌営業日)	年1回決算型 毎年9月22日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 「分配金受取コース」原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。 「分配金再投資コース」税引後、自動的に無手数料で全額再投資されます。 ※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。	
課税関係	各ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時・スイッチング時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。	
スイッチング	販売会社が定める単位にて、各ファンド間で乗り換え(スイッチング)が可能です。 ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。	

お客さまにご負担いただく手数料等について

下記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ご購入時													
購入時手数料	購入価額に 3.24%（税抜3.0%） を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額となります。購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。※くわしくは販売会社にお問い合わせください。												
スイッチング手数料	スイッチング時の購入価額に 3.24%（税抜3.0%） を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。※スイッチングの際には、換金時と同様の費用、税金がかかります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。												
ご換金時													
換金時手数料	ありません。												
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。												
保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます。）													
運用管理費用（信託報酬）	各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率 1.89%（税抜 1.75%） <table border="1" data-bbox="352 938 1509 1252"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳（税抜）</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.90%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.80%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.05%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※委託会社の信託報酬には、米国好配当株式マザーファンドの有価証券等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー）に対する報酬（各ファンドの信託財産に属するマザーファンド受益証券の日々の時価総額に対して年率0.55%）が含まれます。</p>	支払先	内訳（税抜）	主な役務	委託会社	年率0.90%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.80%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
支払先	内訳（税抜）	主な役務											
委託会社	年率0.90%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価											
販売会社	年率0.80%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価											
受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
その他の費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。												

※上場投資信託（不動産投資信託証券）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託（不動産投資信託証券）の費用は表示していません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

委託会社その他関係法人の概要

取扱いファンドおよび加入している金融商品取引業協会を○で示しています。

コース名				販売会社	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
ヘッジあり・毎月	ヘッジなし・毎月	ヘッジあり・年1	ヘッジなし・年1							
○	○	○	○	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
○	○	○	○	高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○				
○	○	○	○	浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○				
○	○	○	○	ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○				
○	○	○	○	フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○				
○	○	○	○	丸国証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第166号	○				
○	○	○	○	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
○	○	○	○	株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第6号	○		○		
○	○		○	株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第6号	○				
	○		○	株式会社神奈川銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第55号	○				
○	○	○	○	株式会社北日本銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第14号	○				
○	○	○	○	株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第10号	○		○		
○	○	○	○	株式会社高知銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第8号	○				
○	○	○	○	株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第3号	○				
○	○	○	○	株式会社清水銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第6号	○				
○	○	○	○	第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長（登金）第278号	○				
○	○	○	○	株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第16号	○				□
	○			株式会社大東銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第17号	○				
	○		○	株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第5号	○				
○	○			株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第11号	○				
○	○	○	○	株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第1号	○				
○	○	○	○	株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第19号	○				
○	○	○	○	株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第3号	○				
○	○	○	○	株式会社百十四銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第5号	○		○		
○	○	○	○	株式会社北越銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第48号	○		○		
○	○	○	○	株式会社北都銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第10号	○				
○	○	○	○	株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第6号	○		○	○	
○	○	○	○	みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第34号	○	○	○		
	○		○	株式会社みちのく銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第11号	○				
	○		○	株式会社南日本銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第8号	○				
○	○	○	○	株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第36号	○		○		

※上記の表は、アセットマネジメントOne株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から、細心の注意を払い作成したものです。その正確性、完全性を保証するものではありません。

※表中のコース名の「ヘッジあり・毎月」、「ヘッジなし・毎月」、「ヘッジあり・年1」、「ヘッジなし・年1」は各々、MHAM米国好配当株式ファンド（毎月決算型）が替ヘッジあり、MHAM米国好配当株式ファンド（毎月決算型）が替ヘッジなし、MHAM米国好配当株式ファンド（年1回決算型）が替ヘッジあり、MHAM米国好配当株式ファンド（年1回決算型）が替ヘッジなしを示しています。

※備考欄の「□」は、現在、各ファンドの新規の募集・販売を停止している販売会社を示しています。

■ 委託会社	アセットマネジメントOne株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 信託財産の運用指図等を行います。
■ 受託会社	みずほ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理業務等を行います。